

政令第 号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

第六十二条中「七課及び」を「六課並びに」に改め、「三人」の下に「及び参事官一人」を加え、「特別調整課」を削る。

第六十三条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第六十六条を削る。

第六十七条第二号中「多極分散型国土形成促進法」の下に「（昭和六十三年法律第八十三号）」を加え、同条を第六十六条とする。

第六十八条を第六十七条とする。

第六十九条第二号中「移転等」の下に「並びに同法に規定する振興拠点地域基本構想及び促進協議会」を加え、同条を第六十八条とする。

第七十条を第六十九条とし、第一章第二節第三款第三目中同条の次に次の一条を加える。

（参事官の職務）

第七十条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策（公共施設その他の施設（交通施設を除く。）の整備に係るものに限る。）に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

二 第五条第五号に規定する事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針及び配分計画の調整に関すること。

三 国土計画局の所掌事務に係る国際協力に関すること。

第八十一条第一項中「十一課」を「十課及び特別地域振興官一人」に改め、「特別地域振興課」を削る。

第八十三条第四号中「他課」を「地方整備課、離島振興課及び特別地域振興官」に改める。

第八十五条第三号中「及び他課」を「並びに都市計画課及び市街地整備課」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方における半島地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

第九十一条中「事務」の下に「（特別地域振興官の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第九十二条の見出しを「（特別地域振興官の職務）」に改め、同条中「特別地域振興課」を「特別地域振興官」に改め、同条第一号中「地方における半島地域」を「離島（東京都小笠原村並びに鹿児島県名瀬市及び大島郡に属するものに限る。）」に改める。

第四百十条中「十三課」を「十二課」に改め、「港運課」を削る。

第四百十一条第二号及び第三号中「、港湾運送事業」を削る。

第四百四十六条を次のように改める。

第四百四十六条 削除

「総務課  
「第五十七条中「六課」を「七課」に、「管理課」を  
「管理課」  
に改める。  
港湾経済課」

第五十八条の見出し中「管理課」を「総務課」に改め、同条中「管理課」を「総務課」に改め、同条第二号中「第六十一条及び第六十二条」を「以下この目」に改め、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第八号を削り、同条第九号を同条第七号とし、同条第十号を同条第八号とし、同条の次に次の一条を加える。

(港湾経済課の所掌事務)

第五十八条の二 港湾経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二 港湾の利用に関すること（他課の所掌に属するものを除く）。
- 三 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）の規定による外貿

埠頭業務に關すること。

四 港湾等の整備、利用及び保全に關する情報化に關すること。

第六十二條第十三號を削る。

第六十四條第四項中「無線課」を「管制技術課」に改める。

第七十八條第三號中「關すること」の下に「（管制技術課の所掌に屬するものを除く。）」を加える。

第七十九條第三號及び第八十條第二號中「無線課」を「管制技術課」に改める。

第八十一條の見出し中「無線課」を「管制技術課」に改め、同條中「無線課」を「管制技術課」に改め

、同條第二號を同條第三號とし、同條第一號の次に次の一號を加える。

二 航空通信網（人工衛星を利用するものに限る。）の設定その他航空保安に關する情報の伝達の方式（

人工衛星を利用するものに限る。）の開発に關すること。

第二百二十六條中「氣候・海洋氣象部」を「地球環境・海洋部」に改める。

第二百二十九條第一號及び第二號中「（海上氣象を除く。）」を削り、「關すること」の下に「（地球環

境・海洋部の所掌に屬するものを除く。）」を加え、同條第四號中「氣候・海洋氣象部」を「地球環境・海

洋部」に改める。

第二百三十一条の見出し中「気候・海洋気象部」を「地球環境・海洋部」に改め、同条中「気候・海洋気象部」を「地球環境・海洋部」に改め、同条第九号中「海水象」の下に「並びに地球規模の気象及びこれに関連する輻射」を、「気象測器」の下に「その他の測器」を加え、同号を同条第十号とし、同条第八号を同条第十号とし、同条第七号を同条第九号とし、同条第六号中「第二号」を「第三号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「及び海水象」を「海水象及び地球規模の気象」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 大気中におけるオゾンの分布及び温室効果ガスの濃度その他の地球の全体又はその広範な部分に影響を及ぼす気象（以下この条において「地球規模の気象」という。）並びにこれに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

第二百三十一条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 気象庁の所掌事務のうち地球環境に係る気象業務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に

関すること。

第二百三十三条第一項の表中「気候・海洋気象部」を「地球環境・海洋部」に改め、同条第二項の表中「予報部」を「地球環境・海洋部」に改める。

附則第三条第一項の表平成二十五年三月三十一日の項中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改める。

附則第五条の三を削り、附則第五条の四を附則第五条の三とし、附則第五条の五を附則第五条の四とする。

附則第六条中「第六十三条第四号」を「第六十三条第三号」に改める。

附則第七条第二項中「都市・地域整備局特別地域振興課」を「都市・地域整備局特別地域振興官」に改める。

附則第八条第一項の表平成二十七年三月三十一日の項を次のように改める。

平成二十七年三月三十一日	振興山村の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
	半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第八条第二項を削る。

附則第十二条の見出しを「(都市・地域整備局特別地域振興官の職務の特例)」に改め、同条中「都市・地域整備局特別地域振興課」を「都市・地域整備局特別地域振興官」に改め、同条第六号を削る。

附則第二十六条の二及び第二十六条の三を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成十七年七月一日から施行する。ただし、第六十四条第四項、第七十八条第三号、第七十九条第三号、第八十条第二号及び第八十一条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

(奄美群島振興開発特別措置法施行令等の一部改正)

2 次に掲げる政令の規定中「国土交通省都市・地域整備局特別地域振興課」を「国土交通省都市・地域整備局特別地域振興官」に改める。

一 奄美群島振興開発特別措置法施行令(昭和二十九年政令第二百三十九号)第六条

二 小笠原諸島振興開発審議会令(昭和四十四年政令第二百八十六号)第三条

三 国土交通省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十四号）附則第二条

（日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

3 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第八十七条のうち、国土交通省組織令附則第五条の五を附則第五条の六とし、附則第五条の四を附則第五条の五とし、附則第五条の三の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

附則第五条の四を附則第五条の五とし、附則第五条の三を附則第五条の四とし、附則第五条の二の次に次の一条を加える。

（大臣官房審議官の設置期間の特例）

第五条の三 第二十条第一項の審議官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるもの以外のものに限る。）のうち一人は、平成二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。

## 理由

国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、新たに港湾局に港湾経済課を、気象庁に地球環境・海洋部を置く等の必要があるからである。